

「五街道取締書物類奇下」

式拾之帳 (原文)

文政九年^{戊辰}年三月榊原越中守問合

- 一、道中筋往還通道幅数何間と申定有^レ之候哉、
 - 一、並木敷地幅何間と申定有^レ之候哉、
 - 一、脇往還入道等^ニも右式ヶ条定有^レ之候哉、
- 右の趣為^ニ心得^一問合候由、

「右挨拶」

道中筋往還并並木敷地之儀、間数定等は無^レ之、大駄道幅^ハ式間^{ヨリ}三四間迄、左右並木敷地^ハ九尺宛^ニて相当可^レ致^ル処、道幅^ハ広狭^ニも寄候儀^ニて、一般^ニは難^ニ差極^一候、脇往還・入道等之儀^ハ、猶^モ以定等^ハ無^レ之旨、及^ニ挨拶^一候事、

「五街道取締書物類奇下」

式拾之帳 (読み下し…飯塚)

文政九年^{(八二二)戊辰}三月榊原越中守の問合せ

- 一、道中筋往還通りの道幅は何間との申し定めは有るか、
- 一、並木の敷地幅は何間との申し定めは有るか、
- 一、脇往還・入道等にも右の二ヶ条の定めは有るか、

右の趣旨を心得て問い合わせる由なり。

「右挨拶」

(挨拶II回答)

道中筋の往還^{おうかん}や並木敷地^{なみき敷地}について間数^{けんすう}の定めは無い。おおよそ道幅^{みちのひろさ}は二間^{にま}より三四間^{さんじうま}まで、左右の並木敷地^{なみき敷地}は九尺^{くじゆふ}程度に相当するべきところではあるが、道幅^{みちのひろさ}は広狭^{ひろさ}によつて、一般^{いぱん}には差^さし極^きめ難^{がた}く、脇往還^{わきおうかん}や入道^{いりみち}等^らについては、なお以^もつて定め等^らは無^き旨、回答^{こたへ}に及^{およ}ぶ事なり。